

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

<p>路 線 名</p>	<p>東松山停車場線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>東松山市箭弓町一丁目五二九 六番一地从り同市神明町一 丁目五三三一番二地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年三月二十四日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十二年四月六日付け 埼玉県東松山県土整備事務 所長告示第二十九号で告示 した道路予定区域の供用開 始である。延長三六八・〇 メートル。</p>